

## 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、定款に規定する役員の報酬その他の必要事項について定めるものとする。

(役員の種類と適用範囲)

第2条 役員とは、評議員会で選任された理事および監事をいう。

(役員報酬の決定基準)

第3条 役員報酬を支払う役員は、業務執行に係る状況が、役員報酬を支給することが妥当であると認められる勤務実態を有する常勤役員とする。

ただし、本会職員が常勤役員を兼務する場合は、役員報酬は支給しない。

(役員報酬の表示)

第4条 役員の報酬は、原則として役員報酬一本で表示する。

(役員報酬の支払と控除)

第5条 役員報酬は、次のとおりとする。

(1) 常務理事 月額 200,000円

2 役員報酬は、全額通貨で直接役員にその内訳を示してこれを支払う。

ただし、本人の同意を得た場合は所定の手続を経て、本人が指定する金融機関の本人名義の口座に振り込みすることができる。

3 前項の規定にかかわらず次に掲げるものは控除することができる。

(1) 給与所得税

(2) 地方住民税

(3) 健康保険料

(4) 厚生年金保険料

(5) 介護保険料

(6) 児童手当拠出金

(7) その他控除することについて、受給者と本会の協議により控除対象としたもの。

(長期業務執行に携わらない役員の報酬)

第6条 役員報酬受給役員が、病気その他の事由によって長期業務執行に携わらなかった場合の報酬は、原則として3ヶ月を超えた月からは支給しない。

ただし、会長が特別の事情があると認めた場合は、その事情を考慮しこれを定めることができる。

(役員報酬受給者の費用弁償の扱い)

第7条 役員報酬受給役員が、費用弁償の対象となる会議および行事等に出席した場合には、費用弁償はこれを支払わない。

(役員就任および退任)

第8条 役員報酬を支払うことが妥当とされる役員が年度中において就任した場合には就任した月から、年度中で退任した場合には、退任した月の翌月から役員報酬の支払はこれをしない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から一部改正施行する。

この規程は、平成29年4月1日から一部改正施行する。

この規程は、令和元年5月30日から一部改正施行する。